

周産期医療体制整備PTによる提言と周産期医療協議会における今後の検討事項

資料 3

I 周産期医療体制整備PTによる提言

区分	事項	提言内容
第一次提言 (平成21年2月10日)	周産期コーディネーターの運用等について	(1) 診療可否情報の簡素化 母体・新生児搬送コーディネーター(仮称)が搬送先病院を調整する際は、詳細な項目が列挙されている「周産期医療情報システム」によるのではなく、産科・NICUそれぞれの受入可否状況を電話で把握した上、それに基づき行うべきである。
		(2) 患者情報連絡票の簡素化 搬送元医療機関が母体・新生児搬送コーディネーター(仮称)に搬送先病院の調整を依頼する際は、患者情報が正確に伝わるよう連絡票の送付を行うべきである。また、その様式は、緊急時にも手間がかからないよう、伝達すべき項目を厳選した簡便なものとするべきである。
第二次提言 (平成21年3月17日)	NICUの整備促進に関する国への緊急要望	(1) NICUの診療報酬(総合周産期母子医療センターで現在1日当たり8万6千円)を、実態に合わせて大幅に引き上げること。
		(2) 現在の国庫補助制度は、補助額の算定にあたって、M-FICU数が基準となっている。 NICUの整備促進を図るため、総合周産期母子医療センターの国庫補助の算定基準にNICU数を加えるとともに、地域周産期母子医療センターに対してもNICU数を算定基準とした国庫補助制度を創設するなど、国庫補助を充実させること。
第三次提言 (平成21年4月24日)	全般にかかる事項	(1) セミオープンシステムのさらなる普及【P.14】
		(2) 医師の確保【P.16】
		(3) 女性医師の勤務環境改善【P.18】
		(4) 在宅重症心身障害児(者)施策の充実や在宅医療環境の整備【P.19】
		(5) 産科医療補償制度の充実【P.20】
		(6) 妊婦健診の受診促進【P.20】
		(7) 周産期母子医療センターに対する補助制度の充実【P.21】
		(8) GCUやその他の退院先の病床など後方病床の充実【P.22】
		(9) 周産期医療体制の運用にかかる情報収集・検証及び公表【P.22】
		(10) レセプト並みの支払明細書発行の取組【P.23】

II 周産期医療協議会における今後の検討事項

項目	検討内容	備考
東京都母体救命搬送システム(スーパー母体救命)	・母体搬送システム運用の検証	
周産期母子医療センター	・NICUの整備目標の策定 ・国の周産期医療システム整備指針への対応	
周産期コーディネーター	・事業開始に向けた検討(運用方法、マニュアル作成、人材確保、研修) ・搬送困難事例などの情報収集・検証	搬送コーディネーター専門部会で検討
NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援	・検討会の立ち上げ ・退院支援のためのニーズ調査	
ネットワークグループの構築	・オープン、セミオープンシステムの各地区の取組の拡充	
周産期医療体制の運用にかかる情報収集・検証	・日頃からの情報収集(収集する情報の種類・内容、収集方法の検討) ・検証、公表	

※「検討内容」欄のゴシック体は周産期医療体制整備PTにおける提言に関連する事項